

保安林及保安施設地区補償金

1. 趣 旨

森林法に基づき、民有保安林及び保安施設地区の指定による禁伐等の伐採制限に伴う損失の補償を国が実施する。

2. 事業内容

民有林の水源かん養、土砂流出防備又は土砂崩壊防備を目的とした保安林及び保安施設地区の指定に伴う損失補償金

3. 事業実施主体

国（交付対象者：森林所有者等）

4. 事業実施期間

昭和34年度～

5. 平成18年度概算決定額

188,997千円（201,160千円）

（林野庁治山課）